

令和4年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和4年8月29日

## 令和4年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第55号	中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・3
議第56号	中津川市税条例等の一部改正について・・・7
議第57号	中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正について・・・12
議第58号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて・・・14
議第59号	財産の取得について・・・15
議第60号	財産の取得について・・・16
議第61号	財産の取得について・・・17
議第62号	工事請負契約の締結について・・・18
議第63号	字の区域の変更について・・・19
議第64号	指定管理者の指定について・・・20
議第65号	中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について・・・21

議第55号

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業制度の整備を行うため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の

1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業

をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同条を第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第12条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第12条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議第56号

中津川市税条例等の一部改正について  
中津川市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市税条例等の一部を改正する条例

(中津川市税条例の一部改正)

第1条 中津川市税条例(昭和26年中津川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)

の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定す



る事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

(中津川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中津川市税条例の一部を改正する条例(令和3年中津川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第28条の3の3第1項を改め、同条を第36条の3の3とする改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中津川市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中中津川市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付

について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議第57号

中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

幼保連携型認定こども園として阿木こども園、やさかこども園、加子母こども園及び蛭川こども園を設置するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市認定こども園の設置等に関する条例（令和元年中津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
坂本こども園	中津川市茄子川841番地の1
阿木こども園	中津川市阿木107番地の1
山口こども園	中津川市山口1647番地36
やさかこども園	中津川市坂下1578番地1
加子母こども園	中津川市加子母3417番地7
蛭川こども園	中津川市蛭川4844番地1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（中津川市保育所の設置等に関する条例の一部改正）

2 中津川市保育所の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表阿木保育園の項、坂下保育園の項、川上保育園の項、加子母保育園の項及び蛭川保育園の項を削る。

議第58号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津  
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市手賀野	鈴木 正樹

議第59号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| 1 財産の種別及び数量 | (仮称) 市民交流プラザ備品 (一般)                         | 一式 |
| 2 取得金額      | 36,300,000円                                 |    |
| 3 取得の相手方    | 中津川市太田町1丁目5番29号<br>有限会社 三弘商事<br>代表取締役 三宅 正朗 |    |

議第60号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山 節 児

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 財産の種別及び数量 | 教師用情報機器端末 550台                                      |
| 2 取得金額      | 23,637,350円   |
| 3 取得の相手方    | 岐阜市吉野町6丁目16番地<br>富士電機ITソリューション株式会社岐阜支店<br>支店長 葛西 伸彦 |



議第61号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山 節 児

- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| 1 財産の種別及び数量 | 中津川市立福岡小学校児童用学習机・事務備品                       | 一式 |
| 2 取得金額      | 28,600,000円                                 |    |
| 3 取得の相手方    | 中津川市太田町1丁目5番29号<br>有限会社 三弘商事<br>代表取締役 三宅 正朗 |    |

議第62号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 中津川公園陸上競技場第3種公認継続整備工事                     |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                    |
| 3 契約金額   | 157,300,000円                              |
| 4 契約の相手方 | 中津川市中津川2337番地の2<br>株式会社 梅田組<br>代表取締役 三尾 郷 |

議第63号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

大字福岡字横手に編入する区域

大字	字	地番
福岡	中八布施	2328番58、2328番62、2330番、 2335番6の一部、2336番1、2336番4

議第64号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市ふれあい牧場 中津川市落合字横挽地内
指定管理者	中津川市落合314番地の15 株式会社セツ平高原
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第65号

中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について

中津川市過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

中津川市長 青山節児

# 中津川市過疎地域持続的発展計画書

(令和3年度～令和7年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

## 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	12
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	13
3	産業の振興	13
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	14
(3)	事業計画	17
(4)	産業振興促進事項	17
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	18
4	地域における情報化	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	事業計画	18
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	事業計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	20

6	生活環境の整備	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	21
(3)	事業計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	23
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	事業計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
8	医療の確保	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	28
9	教育の振興	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	事業計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	30
10	集落の整備	30
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	31
(3)	事業計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	31
11	地域文化の振興等	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	事業計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	33



12	再生可能エネルギーの利用の推進	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	事業計画	33
13	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業	34

# 中津川市過疎地域持続的発展計画

## 1 基本的な事項

### (1) 市の概況

#### ア 中津川市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

中津川市は、岐阜県美濃地方の東端に位置し、北は下呂市、東は長野県、西は恵那市及び加茂郡、南は恵那市に接している。平成 17 年 2 月 13 日、長野県木曾郡山口村及び恵那郡北部 6 町村の 7 町村と合併し、南北約 50 km、東西約 25 km、総面積 676.45 km<sup>2</sup>の広大な中津川市が誕生した。地形としては飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曾川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる中山間地域であり、総面積 676.45 km<sup>2</sup>のうち森林面積は 527.31 km<sup>2</sup>で構成比は 77.95%、農用地面積は 39.07 km<sup>2</sup>で構成比は 5.78%となる。

気候は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 14℃前後であり、市の南北で 3℃程度の気温差がある。年間降水量は 1,600 mm前後で、冬季は夏季の約 3 分の 1 の降水量で冷え込みの厳しさと比べ降雪は少ない気候と言える。

古くは、東山道、中山道、南北街道などの交通の要衝として栄え、中核工業団地の完成により企業も多数立地し、商工業都市として成長してきた。一方、豊かな自然環境のなかで、広大な森林から算出される東濃椴を代表として、優れた農産物などを算出する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな都市である。

令和 2 年度の国勢調査(以下「R2 国調」という。)の年齢 3 区分別人口は 15 歳未満が 9,113 人(12.0%)、15~64 歳が 41,736 人(55.0%)、65 歳以上が 24,980 人(32.9%)である。産業別就業者数は第一次産業が 1,800 人(4.7%)、第二次産業が 15,375 人(40.1%)、第三次産業が 20,220 人(52.7%)、分類不能の産業は 988 人(2.6%)である。

#### イ 中津川市における過疎地域の状況

R2 国調では世帯数 29,690 戸、人口 76,570 人となっており、昭和 45 年からの人口の推移をみると 3,023 人の減少で、平成 22 年からの 10 年間で 4,340 人、約 5.4%の減少となっている。

中津川市の過疎地域は、平成 17 年 2 月 13 日の合併で長野県からの越県合併となった旧山口村、旧恵那郡坂下町、川上村及び加子母村の区域である。

旧山口村の区域は、中津川市の東部で長野県との県境に位置し、市中心部とは国道 19 号及び主要地方道中津川南木曾線により結ばれている。面積は 24.67 km<sup>2</sup>で、75.1%が森林で占められている。また、人口は 1,544 人(R2 国調)で、市全体の約 2%にあたる。

集落は、東部の山岳から木曾川に向かい西に傾斜した山口地区と南西に傾斜した馬籠地区に分かれ、居住地の標高は 300m から 750m に及んでいる。

馬籠地区には、中山道木曾 11 宿の南玄関である馬籠宿と藤村記念館(島崎藤村の生家)があり、昭和 40 年以降観光地として発達し年間約 58 万人の観光客が訪れている。

旧山口村の区域の過疎法適用は昭和 55 年制定の過疎地域振興特別措置法からであるが、過疎地域自立促進特別措置法(以下「旧過疎法」という。)の施行に伴い、平成 12 年度から一時過疎地域の要件に該当しない市町村(特定市町村)となったが、平成 12 年国勢調査(以下「H12 国調」という。)結果から、再度過疎地域の要件に該当することとなった。令和 3 年

4月施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）においては過疎地域の要件に該当しない地域となったが、経過措置の適用を受けることとなった。

これまで、過疎対策として交通通信施設、産業振興施設、生活環境施設、教育文化施設、高齢者対策施設などの整備を推進した結果、昭和55年以降現在まで極端な人口減少は食い止めている。これは中津川市内に多くの就業地があることや名古屋圏への通勤が可能という条件も幸いしているものと思われる。しかし、依然として少子高齢化が進んでおり、高齢者のみの世帯や未婚者が増加し続けている。

また、民宿、土産物店、食堂などによる観光事業は若者の定着に貢献してきたが、宿泊客の減少により民宿などの廃業が進んでいる。新たな観光産業の拠点として整備を進めた道の駅「賤母」では、年間約17万人の来客があり雇用拡大につながったほか、農産物直売や、農産物加工品の販売により農業の活性化にも寄与している。

さらに、地形的条件から道路、ほ場など、生活や産業の基盤整備が立ち遅れているが、下水道については計画区域の整備が終わり、他の区域も合併浄化槽による処理が進んでいる。

昭和63年に始まった地域おこしイベント「ふるさと馬籠ごへー祭り」は、平成24年度で終了した。現在は地域イベント「ごへーまつり」と「馬籠宿場まつり」を開催している。このイベントは集客効果が高く、都市住民との交流を通して地域住民が自信を深めるなど、ふるさととして他に誇れる地域という住民意識も生まれている。

旧坂下町の区域は、中津川市の東部、長野県との県境に位置し、木曾川中流右岸に接し、面積29.77㎢で、地区内には木曾川、川上川、外洞川が流れ、約75%が森林で占められている。また、人口は4,305人（R2国調）で、市全体の約5.6%にあたる。

標高は海拔326mから945mであり、高峰山、後山などに囲まれた溪谷盆地である。市街地は木曾川のつくる河岸段丘上に形成され、木曾川から北西方向へ約70kmに及ぶ「阿寺断層」が伸びている。古くから飛騨、木曾、伊那を結ぶ交通の要衝として、農林業とともに商業や工業が発展してきたまちである。

JR中央線坂下駅を中心に住宅・商店が集まっており、半径500m以内に公共的な施設や商業施設が集中し、巡回バスも走行するコンパクトなまちである。

木曾松、東濃松の主産場の中間にあり、製材、木材加工、木製品製造など林業に関係した事業所が多く存在している。商業施設が駅周辺に集積していたが、道の駅や隣接する共同店舗などの整備により、駅前の空き店舗が増加傾向にある。工業は小規模な製造業が多くあり、農業は中山間地の特徴を生かした野菜づくりなどが盛んである。近年は自然公園でそばの栽培を行い、同地区の道の駅でそば打ちが体験できる。観光では、「全日本フォークジャンボリー」が開催された栂の湖をはじめ、一箇所のそばの作付面積では岐阜県最大級の「栂の湖自然公園」、岐阜県重要無形民俗文化財にも指定されている「花馬祭り」など、自然や文化を活かした観光振興に取り組んでいる。

旧川上村の区域は、中津川市の北東部に位置し、北東から東部にかけては長野県南木曾町と境を接し、南部には同市坂下、西部には同市福岡、北西部には同市付知町が接している。面積は29.33㎢で、93%が森林によって占められている。また、人口は719人（R2国調）で、市全体の約0.9%にあたる。川上の最北端には奥三界山(1,810m)、東西にも山岳群がそび

え、奥三界山から流れ出る川上川は、地区の中央部を南へ下り、下流の坂下地区で木曾川に注いでいる。この川上川の中流部両岸に耕地と人家が点在し、南北に11の集落がある。平均年間雨量が約2,500mmの多雨地帯で、冬は寒さが厳しく、年間の平均気温も13.3℃で比較的低い気温の自然豊かな農山村である。近年は、「清流ともみじの里」をキャッチフレーズに、地域の自然を生かした里山づくりと、夕森公園を中心に「県下一のもみじの里づくり」に取り組んでいる。

旧加子母村の区域は、中津川市の最北端に位置し、面積114.16km<sup>2</sup>で、94%が森林で占められている。また、人口は2,498人（R2国調）で、市全体の約3.3%にあたる。南は塞の神峠を境として同市付知町、北は舞台峠を境として下呂市、東は御嶽連峰につらなる山々を越えて長野県王滝村、西は峰越しに加茂郡白川町と接し、わずかに西南にひらけて加子母川が流れ出て、加茂郡東白川村へ続いている。標高は、海拔430mから720mであり、北端の山中に発し加子母を貫流する加子母川に、ほぼ平行して国道257号が縦貫し、集落は加子母川に沿って帯状に長く形成している。

主な産業は農業、畜産、林業、木工業などで、農業は7月から10月にかけて収穫される夏秋トマト、飛騨牛の肥育では県内有数の産地でもある。また、質の良いひのきは、「東濃桧」として建築材などで使用されている。

また、加子母の国有林にある神宮備林は伊勢神宮の式年遷宮に使用される木材を供給してきたことで有名である。世界遺産でもある国宝姫路城の解体修理の際にも、この国有林から伐り出された心柱が使用された。

【過疎地域 位置図】



#### ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、及び社会経済的発展の方向の概要

旧山口村、旧坂下町、旧川上村の区域では基幹産業は農業と観光であるが、いずれも兼業化が進み、他の第2次及び第3次産業への就労が増加している。特にこの区域は古くから中京経済圏との関わりが深く、合併前から当市の中核工業団地に立地する企業に就労する住民も多い。

こうした状況からベッドタウンとしての役割は今後も進展すると思われるが、各区域が持続的に発展していくためには、地域の文化と経済力を高める必要がある。

これまで、区域内の道路や水道・下水道など生活インフラのほか、公民館、デイサービスセンター、総合グラウンドなどの福祉・文化施設の整備事業を積極的に推進するとともに、近年は中山道馬籠宿や椈の湖、夕森公園をはじめとした観光施設や道の駅「賤母」、「きりら坂下」、特産品製造販売施設の整備、イベント開催など産業振興事業も展開し、観光地としての魅力の向上に努めてきた。

この方向は今後も変わらないものであるが、立地条件を活かして、旧恵那郡北部町村区域をはじめとする市内の各区域、特に神坂地区を含めた「みやさか地区」で連携しつつ、近隣

の恵那市、下呂市、また、木曾地域をはじめとする長野県とのつながりをより強化し、広域観光の展開や、地域づくりを進めていくものとする。

旧加子母村の区域でも基幹産業は農業であるが、兼業化が進んでおり、他の第2次及び第3次産業への就労が増加している。また、下呂市と隣接しており経済的に結びつきが強く同市の企業に就労する住民も多い。

林業や木材加工業も盛んで、合板メーカーと岐阜県森林組合連合会などとの協同で「森の合板協同組合」を設立し、県外から技術者が転入するなど地区の基幹産業の一つとなっている。基幹産業及び「明治座」などの観光資源を強みに地域づくりを進めていくものとする。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人 口

中津川市の人口（合併区域の人口を含んだ総人口）は、昭和35年に82,747人であったものが昭和45年にかけて3.8%減の79,593人に減少したが、その後は緩やかな増加傾向が続き、平成7年には7.3%増（対昭和45年比）の85,387人に増加した。しかし、R2国調では76,570人となり、平成12年度以降は減少傾向が続いている。

旧山口村の区域の人口は、昭和35年の2,770人から徐々に減少傾向が続いている。昭和50年（2,204人）から平成7年（2,127人）まではほぼ横ばい状態できたが、平成12年以降は減少傾向が続き、令和2年には1,544人となった。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では171人（構成比率11.1%）、15～64歳階層でも779人（構成比率50.5%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は594人（構成比率38.5%）に増加している。

旧坂下町の区域の人口は、昭和50年の6,362人から徐々に減少傾向が続き、令和2年には4,305人、昭和50年と比較し32.3%減と大きく減少した。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では478人（構成比率11.1%）、15～64歳階層でも2,140人（構成比率49.7%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は1,683人（構成比率39.1%）に増加している。

旧川上村の区域の人口は、昭和50年の1,031人から徐々に減少傾向が続き、令和2年には719人、昭和50年と比較し30.3%減と大きく減少した。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では87人（構成比率12.1%）、15～64歳階層でも383人（構成比率53.3%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は249人（構成比率34.6%）に増加している。

旧加子母村の区域の人口は、昭和50年の3,618人から徐々に減少傾向が続き、令和2年には2,498人、昭和50年と比較し31.0%減と大きく減少した。令和2年の年齢階層別人口をみると、0～14歳階層では226人（構成比率9.0%）、15～64歳階層でも1,210人（構成比率48.4%）まで減少し、65歳以上階層の高齢人口は1,062人（構成比率42.5%）に増加している。

今後の見通しとしては、リニア中央新幹線の開業や移住・定住施策、産業振興施策などによる人口増を見込むものの、少子高齢化が進む現状では、自然動態での人口減少が大きく、全体としては人口減少が進展すると予測される。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)【中津川市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数		増減率		実数		増減率	
総数	人	人	人	人	%	%	人	人	人	%
	82,747	80,736	△ 2.4	79,593	△ 1.4	82,238	3.3	83,359	1.4	
0歳～14歳	26,846	22,301	△ 16.9	20,071	△ 10.0	19,922	△ 0.7	19,454	△ 2.3	
15歳～64歳	49,929	51,821	3.8	52,081	0.5	53,724	3.2	54,264	1.0	
うち15歳～29歳(a)	18,670	18,521	△ 0.8	17,520	△ 5.4	17,345	△ 1.0	15,307	△ 11.7	
65歳以上(b)	5,899	6,614	12.1	7,450	12.6	8,592	15.3	9,820	14.3	
(a)/総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	22.6	22.9	-	22.0	-	21.1	-	18.4	-	
(b)/総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	7.1	8.2	-	9.4	-	10.4	-	11.8	-	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数		実数		増減率		実数		増減率	
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	84,379	1.2	84,410	0.0	85,387	1.2	85,004	△ 0.4	84,080	△ 1.1
0歳～14歳	18,301	△ 5.9	15,998	△ 12.6	14,460	△ 9.6	13,085	△ 9.5	12,100	△ 7.5
15歳～64歳	54,712	0.8	54,917	0.4	54,331	△ 1.1	52,614	△ 3.2	50,751	△ 3.5
うち15歳～29歳(a)	14,327	△ 6.4	14,747	2.9	15,053	2.1	14,517	△ 3.6	12,988	△ 10.5
65歳以上(b)	11,366	15.7	13,495	18.7	16,596	23.0	19,305	16.3	21,229	10.0
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	17.0	-	17.5	-	17.6	-	17.1	-	15.4	-
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	13.5	-	16.0	-	19.4	-	22.7	-	25.2	-

区分	平成22年度		平成27年度		令和2年度	
	実数		実数		実数	
総数	人	%	人	%	人	%
	80,910	△ 3.8	78,883	△ 2.5	76,570	△ 2.9
0歳～14歳	11,086	△ 8.4	10,320	△ 6.9	9,113	△ 11.7
15歳～64歳	47,053	△ 7.3	43,890	△ 6.7	41,736	△ 4.9
うち15歳～29歳(a)	10,843	△ 16.5	10,093	△ 6.9	9,847	△ 2.4
65歳以上(b)	22,489	5.9	24,383	8.4	24,980	2.4
(a)/総数	%		%		%	
若年者比率	13.4	-	12.8	-	12.9	-
(b)/総数	%		%		%	
高齢者比率	27.8	-	30.9	-	32.6	-

※H22年、H27、R2の総数が合わないのは年齢不詳人口があるため

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)【山口・坂下・川上・加子母地区】

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数		増減率		実数		増減率	
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	
	14,881	13,215	△ 11.2	12,740	△ 3.6	11,742	△ 7.8	10,027	△ 14.6	
0歳～14歳	-	-	-	2,253	-	1,578	△ 30.0	1,168	△ 26.0	
15歳～64歳	-	-	-	7,967	-	6,563	△ 17.6	5,204	△ 20.7	
うち15歳～29歳(a)	-	-	-	1,871	-	1,571	△ 16.0	1,049	△ 33.2	
65歳以上(b)	-	-	-	2,520	-	3,601	42.9	3,647	1.3	
(a)/総数	%	%		%		%		%		
若年者比率	-	-	-	14.7	-	13.4	-	10.5	-	
(b)/総数	%	%		%		%		%		
高齢者比率	-	-	-	19.8	-	30.7	-	36.4	-	

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	人	%
	9,066	△ 9.6
0歳～14歳	962	△ 17.6
15歳～64歳	4,512	△ 13.3
うち15歳～29歳(a)	866	△ 17.4
65歳以上(b)	3,588	△ 1.6
(a)/総数	%	
若年者比率	9.6	-
(b)/総数	%	
高齢者比率	39.6	-

※H27、R2の総数が合わないのは年齢不詳人口があるため

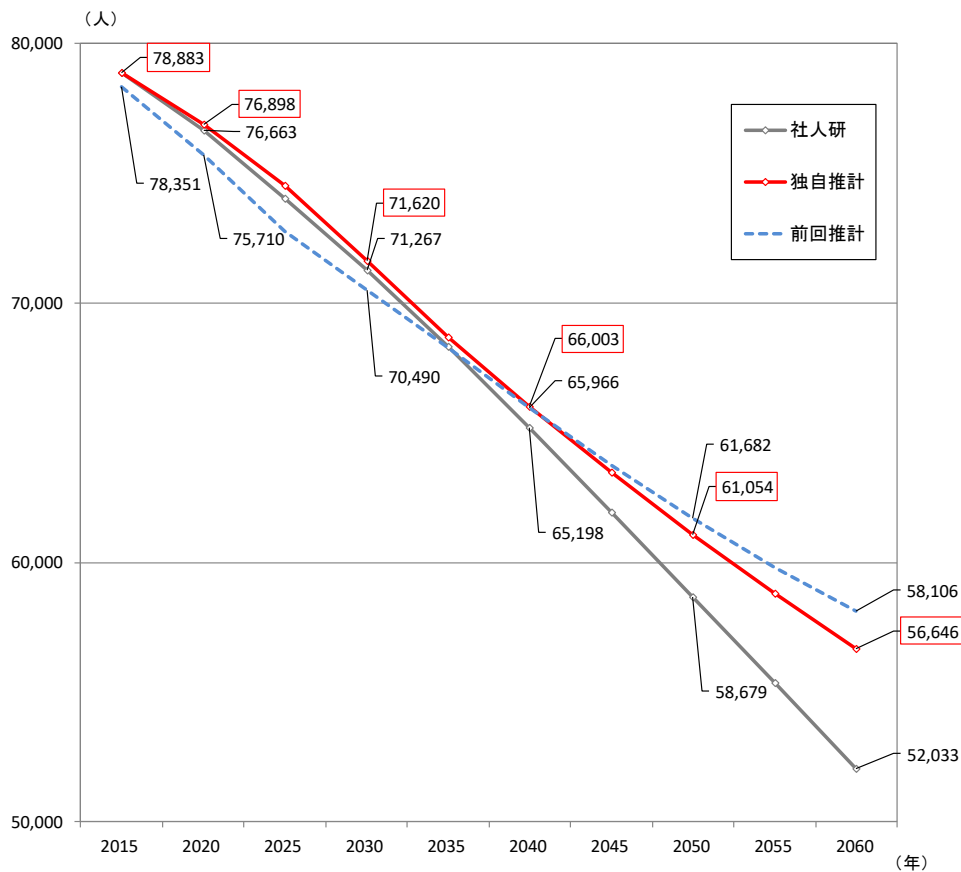
表1-1(1)人口の推移(住民基本台帳)【中津川市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 86,078	-	人 85,447	-	% △ 0.7	人 83,127	-	% △ 2.7
男	41,633	48.4%	41,372	48.4%	△ 0.6	40,285	48.5%	△ 2.6
女	44,445	51.6%	44,075	51.6%	△ 0.8	42,842	51.5%	△ 2.8

区分	平成27年3月31日			平成31年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 80,201	-	% △ 3.5	人 76,856	-	% △ 4.2
男 (外国人住民を除く)	39,015	48.6%	△ 3.2	37,487	48.8%	△ 3.9
女 (外国人住民を除く)	41,186	51.4%	△ 3.9	39,369	51.2%	△ 4.4
参考						
男(外国人住民)	379	41.8%	-	833	51.1%	119.8
女(外国人住民)	528	58.2%	-	797	48.9%	50.9

区分	令和2年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 75,999	-	% △ 1.1
男 (外国人住民を除く)	37,130	48.9%	△ 1.0
女 (外国人住民を除く)	38,869	51.1%	△ 1.3
参考			
男(外国人住民)	956	51.2%	14.8
女(外国人住民)	910	48.8%	14.2

グラフ 1-1(2)〔中津川市の人口の長期的な見通し〕





## イ 産 業

中津川市の令和2年産業別就業者数は第一次産業が1,800人(4.7%)、第二次産業が15,375人(40.1%)、第三次産業が20,220人(52.7%)、分類不能の産業は988人(2.6%)で、第二次及び第三次産業の占める割合が大きい。

旧山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村のどの区域でも産業別人口の割合は本市全域の割合とほぼ同じである。

同区域の就業人口は人口減少とともに減少しているが、第一次産業就業者が農業の兼業化とともに減少してきたことに対し、第二次及び第三次産業就業者の構成比は増加している。

今後の見通しとしては、これまでと同様に第一次産業就業者の割合が減少するのに対して第二次及び第三次産業就業者の割合は増加するものと見込む。

表1-1(3)産業別人口の動向(国勢調査)【中津川市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,519		人 41,014	% 1.2	人 43,616	% 6.3	人 41,705	% △ 4.4	人 42,518	% 1.9
第一次産業 就業人口比率	18,504 45.7%		16,005 39.0%	△ 13.5	14,231 32.6%	△ 11.1	9,918 23.8%	△ 30.3	6,959 16.4%	△ 29.8
第二次産業 就業人口比率	10,866 26.8%		12,660 30.9%	16.5	15,459 35.4%	22.1	16,357 39.2%	5.8	18,277 43.0%	11.7
第三次産業 就業人口比率	11,149 27.5%		12,349 30.1%	10.8	13,926 31.9%	12.8	15,430 37.0%	10.8	17,282 40.6%	12.0

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,267	% 1.8	人 44,032	% 1.8	人 45,025	% 2.3	人 43,633	% △ 3.1	人 42,620	% △ 2.3
第一次産業 就業人口比率	5,797 13.4%	△ 16.7	4,192 9.5%	△ 27.7	3,336 7.4%	△ 20.4	2,833 6.5%	△ 15.1	2,737 6.4%	△ 3.4
第二次産業 就業人口比率	19,503 45.1%	6.7	20,738 47.1%	6.3	20,494 45.5%	△ 1.2	19,191 44.0%	△ 6.4	17,646 41.4%	△ 8.1
第三次産業 就業人口比率	17,967 41.5%	4.0	19,102 43.4%	6.3	21,195 47.1%	11.0	21,609 49.5%	2.0	22,237 52.2%	2.9

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 38,754	% △ 9.1	人 40,093	% 3.5	人 38,383	% △ 4.3
第一次産業 就業人口比率	1,948 5.0%	△ 28.8	2,153 5.4%	10.5	1,800 4.7%	△ 16.4
第二次産業 就業人口比率	15,347 39.6%	△ 13.0	15,860 39.5%	3.3	15,375 40.0%	△ 3.1
第三次産業 就業人口比率	20,210 52.1%	△ 9.1	20,873 52.1%	3.3	20,220 52.7%	△ 3.1

※H22年、H27年、R2年の総数が合わないのは分類不能の産業があるため

### (3) 行財政の状況

中津川市の令和2年度の財政力指数は0.51と県下の平均を下回っており、厳しい財政状況となっている。過疎地域を含む広い市域を有していることから、区域としての自立性の観点から捉えると、重点的・効率的な行財政運営はもちろん、経済活動に活力を与える施策が一層重要になっている。同時に、事務事業の改善などの行政改革や、施策の内容に応じた国・県制度などの有効活用を積極的に推進する必要がある。

表1-2(1)財政の状況

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度
歳入総額 A	41,830,184	42,156,194	39,725,221	44,314,672	52,869,416
一般財源	25,275,494	26,004,972	27,048,227	23,392,571	25,043,564
国庫支出金	1,822,786	3,925,818	3,613,904	4,345,159	13,991,791
都道府県支出金	1,983,557	4,136,240	2,460,875	2,563,718	2,532,539
地方債	5,061,200	3,805,959	2,479,000	4,753,590	3,469,950
うち過疎対策事業債	115,000	91,200	0	38,900	0
その他	7,687,147	4,283,205	4,123,215	6,676,039	7,831,572
歳出総額 B	38,243,726	39,220,688	36,556,371	39,578,985	47,681,807
義務的経費	16,694,510	18,521,769	16,358,312	15,522,824	17,159,584
投資的経費	4,164,099	6,571,536	4,252,985	7,990,569	6,693,864
うち普通建設事業	4,095,064	6,429,339	4,218,146	7,864,802	6,400,231
その他	17,385,117	14,127,383	15,945,074	16,065,592	23,828,359
過疎対策事業費	232,636	131,336	0	39,961	0
歳入歳出差引額C(A-B)	3,586,458	2,935,506	3,168,850	4,735,687	5,187,609
翌年度へ繰越すべき財源 D	121,465	341,434	330,772	523,833	641,476
実質収支 C-D	3,464,993	2,594,072	2,838,078	4,211,854	4,546,133
財政力指数	0.465	0.514	0.493	0.506	0.505
公債費負担比率	17.8	18.9	13.6	12.0	11.4
実質公債費率	-	-	9.4	9.2	7.7
起債制限比率	11.3	9.2	-	-	-
経常収支比率	82.4	83.4	85.2	90.1	91.7
将来負担比率	-	-	-	5.8	-
地方債現在高	52,348,918	43,025,845	36,683,936	34,405,245	34,268,919

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況【中津川市全体】

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和2年度末
市長村道						
改良率(%)	14.7	41.4	49.2	53.0	55.2	56.2
舗装率(%)	19.2	80.4	86.3	87.6	89.6	89.6
農道						
延長(m)	-	-	-	237,005	230,668	230,668
耕地1ha当たり農道延長(m)	32.2	36.1	45.4	-	-	-
林道						
延長(m)	-	-	-	509,000	513,133	513,220
林野1ha当たり林道延長(m)	8.1	11.3	14.6	-	-	-
水道普及率(%)	75.9	92.1	98.2	98.2	99.2	99.2
水洗化率(%)	0.1	3.5	50.4	89.3	83.5	84.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.6	5.5	5.4	6.7	5.7	-

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

平成 27 年 3 月に策定した「中津川市総合計画（平成 27 年度～平成 38 年度）」に基づき、将来都市像「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を実現するために、「人々がかがやくまち」「やすらぐ自然につつまれたまち」「活気あふれるまち」の 3 つの理念を掲げ、リニアのもたらす効果を最大限活かす産業や観光振興を進め、「住んでよかった」、「住んでみたい」と思ってもらえるように、教育、医療、福祉の充実、地域における人材育成などに、行政、市民、地域、企業、各種団体などとともに取り組む。

このような基本方針の中、過疎地域における地域の特性を活かして魅力的な地域づくりを進める。

旧山口村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然や農村景観と市中心市街地への近接性を活かした移住・定住の促進
- ・中山道馬籠宿を核とした観光振興
- ・観光と連携した農業の振興

旧坂下町の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然と生活利便性の高さを活かした移住・定住の促進
- ・椈の湖を中心とした自然環境を活かした観光振興
- ・豊かな自然と恵まれた森林資源を活かした産業の振興

旧川上村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然を活かした移住・定住の促進
- ・夕森公園を中心とした自然環境を活かした観光振興
- ・道の駅、直売施設を活かした産業の振興

旧加子母村の区域の基本施策を次のとおりとする。

- ・豊かな自然を活かした移住・定住の促進
- ・明治座をはじめ豊富な観光資源と独自の山村文化を活かした観光振興
- ・恵まれた農業環境と森林資源を活かした産業の振興

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

<人口に関する目標>

令和 7 年度末人口 74,529 人【中津川市全体】

<その他>

中津川市での暮らしやすさ 76.8%

中津川市への誇りや愛着 77.4%

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

<人口に関する目標>

出生率は「中津川市人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定、令和 2 年 3 月改訂）」における人口推計値と同じく国・県と同じ数値を採用し、移動に関しては「中津川市総合計画（平成 27 年度～令和 8 年度）」において、転入人口を 2%程度増やし、転出人口を 2%程度抑制することとしているため、この仮定値を採用する。

各年度末での住民基本台帳の人口を確認し評価を行う。

<その他>

「中津川市総合計画（平成 27 年度～令和 8 年度）」では、事業実施計画の評価のための市民意識調査結果を採用している。「中津川市での暮らしやすさ」は平成 30 年度の 70.9%、令和 2 年度の 72.6%の上昇率を参考に目標値を設定した。「中津川市への誇りや愛着」は平成 30 年度が 77.4%、令和 2 年度が 74.2%と減少したため、平成 30 年度の数値を目標値に設定した。

定期的（概ね隔年）に実施する市民意識調査により評価を行う。

## (7) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理等については、中津川市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 9 月策定。以下「公共施設等総合管理計画」という。）に定める次の方針との整合を図りながら必要な事業を適正に実施する。

なお、本計画に記載した事業は、公共施設等総合管理計画に適合している。

### ア 体制構築と情報共有の方針

- ・全庁的取組体制の構築
- ・情報の共有と一元管理
- ・管理体制の構築

### イ 維持管理・修繕・更新の方針

- ・予防保全の導入
- ・ライフサイクルコストの削減
- ・事業量の平準化と財政計画との整合
- ・リスク評価を取り入れた優先順位の設定

### ウ 点検・診断の方針

- ・継続的な保全体制の構築
- ・管理者による日常的な点検

### エ 耐震化の方針

- ・災害対策拠点等の優先的対応
- ・内部及び周辺設備の耐震化

### オ 長寿命化の方針

- ・長寿命化の実施手法
- ・長寿命化対象施設の選定

### カ 安全確保の方針

- ・予防保全・災害対策・長寿命化による安全確保
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

### キ 統廃合と保有量適正化の方針

- ・公共建築物の統廃合
- ・公共建築物の複合化・集約化・転用の推進
- ・事業実施のための地方債特例措置の活用
- ・国有財産・県有財産の有効活用
- ・インフラ施設の効率化

#### ク 民間の活用と公民連携

- ・公共建築物の民間・地域移譲
- ・指定管理者制度、業務委託の積極的活用
- ・PFIによる公共施設等の整備と運営
- ・民間施設との連携

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

・人口の流出と少子高齢化の進展、地域経済の低迷などにより、地域コミュニティの活力や住民自治機能の低下が懸念されている。

・ICT（情報通信技術）の進展、産業構造・就業構造の変化などを背景として、世代間の交流機会の減少、地域内のつながりの希薄化が進んでいる。

・高齢化の進展に伴い増加する高齢者の生活不安への対策、災害や犯罪などへの対策も一層重要になっている。

・中山間地域においては、深刻な過疎化と超高齢化に悩む集落も少なくなく、コミュニティ機能を維持し続けることが困難な集落などが現れつつある。

・地域コミュニティの人口減少と高齢化時代の中で住民自治機能を維持していくためには、市民一人ひとりの自治・協働の意識を高めるとともに、地域リーダーの育成、後継者の育成、女性や若者の参画などによる自治組織活動の活性化が求められている。

・生涯現役社会を目指す中にあることは、高齢者も経済活動や地域づくりの主役として活躍することが求められていることから、地域社会の変化に柔軟に対応でき、すべての世代をつなぎ、参画できる地域運営の仕組みを構築することが求められている。

### (2) その対策

#### <移住・定住>

普段の地域の暮らしの充実、雇用環境、起業家支援、子育て、医療、教育、開かれたコミュニティづくり、おもてなしの充実など、総合的な対策が必要になることから、関連施策を横断的に推進していくことのできる全庁的な体制づくり、関係団体との連携強化を図りながら、効果的な施策を展開しなければならない。

さらに、都市部での移住相談の機会についても、リニア駅等開業を見据えて移住希望者の広域化が進むことも期待されるため、中京圏や首都圏等で開催し、住みたい、訪れたいまちづくりを進める。

また、定住の観点からも若者の住宅取得や空き家の利活用への支援を行う。

### ＜地域コミュニティ、人材育成＞

一人でも多くの住民が自ら進んで地域活動に参画できるようにするためには、すべての世代が互いに持てる力を出し合い、地域づくりを進めるとともに、人と人とのつながりをつくり、育てる活動への支援が求められる。

このため、地域コミュニティ組織が地域特性を踏まえ、主体的な地域づくりに取り組めるよう、地域住民の意識醸成を図り、若者の参加促進と地域リーダーとなる人材の育成、自治組織の支援を行う。

また、開かれた地域コミュニティを目指し、新たな転入者を受け入れる寛容性となじみやすい雰囲気づくりの必要性を啓発する。

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

#### ＜公共施設等総合管理計画＞

地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に関係する施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。

地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

## 3 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ＜農林水産業＞

- ・飛騨牛、夏秋トマト、栗、なすなどの農畜産物は、市場で高い評価を得ている。
- ・遊休農地面積は近年横ばいではあるが、増加してきた経緯もあり、農地の適正な維持と有効活用の促進が必要となっている。
- ・農業全般としては、経営力強化による農業所得の向上が課題となっている。
- ・野生鳥獣による農林作物などへの被害は近年減少傾向ではあるが、地域が一体となって更なる対策に取り組むことが求められている。
- ・総農家数のうち約 91%が兼業農家である。また、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化している。

#### ＜商工業＞

- ・本市の製造品出荷額等は令和元年度で 4,364 億円、県内第 4 位（令和元年度工業統計調査結果）であり、本市の経済活動と雇用を支える基幹産業となっている。
- ・学生の採用を希望する企業が増加する一方、地元企業の雇用条件が就職希望者の条件と一致しない状況が生じるなど、雇用のミスマッチ解消が課題となっている。
- ・リニア開業を背景とした一層の企業誘致活動の充実を図るとともに、雇用機会の拡充を図ることが重要となる。

・中心市街地の地域内定住人口が平成24年の3,070人から令和2年には2,684人に減少している。

・地域産業においては商店の減少などにより旧町村の中心的商業地域における活力低下が進んでおり、商業振興が大きな課題となっている。

・市街地活性化や定住対策の推進により、居住人口の増加、集客力向上、商業振興を一体的に促進することが求められている。

#### ＜その他の産業の振興＞

・石材、木工業等に代表される地場産業は、長きにわたって本市の経済と文化両面において重要な役割を果たしてきた。しかし、近年は消費者ニーズの多様化、急激な技術革新や情報化、経済のグローバル化等を背景として厳しい経営環境が続いており、市場や経済情勢の変化に対応できる経営力の強化が求められている。

・食の地域資源を生かした製品の付加価値創出や既に市場で高い評価を受けている和菓子（栗きんとん）、日本酒については、今まで以上に特産品PRやブランド化に取り組むことが求められている。

#### ＜観光の開発＞

・名古屋圏と近接することから日帰り中心の観光形態となっており、観光行動における市内の滞在時間を延ばすことが課題となっている。また、観光施設の老朽化も進んでおり、ハードとソフトの魅力向上が求められている。

・本市の自然環境や歴史文化など、さまざまな観光資源の可能性を再検証し、魅力ある観光地づくりに取り組み、交流人口の増加を図ることが求められている。

・グローバル化の中で、郷土のことはもとより、外国など異なる歴史や文化、習慣、価値観等について理解を深めることができ、国際社会において活躍できる人材を育成することが必要となる。

## (2) その対策

### ＜農林水産業＞

農地集積化の課題については、農地の確保と有効活用、農地利用集積の促進を図るため、耕作放棄地などの解消及び活用、農地の保全管理の促進などの事業に積極的に取り組むとともに、多様な担い手の確保と育成を図るため、後継者、新規就農者、集落営農組織、認定農業者及び法人経営体などに対する事業を展開する。また、農道、用水路等の土地改良施設整備による農業生産基盤の充実を図る。

特に、食育教育の一環である、地元産の農産物を活用した幼児期からの学校給食は、次世代の農業への理解を深め、担い手不足解消の一助となり、地産地消にもつながることから、推進を継続する。

また、生産コストの削減に取り組むとともに、鳥獣害対策の強化、環境に配慮した農畜産業の推進、地産地消及び地産外商の推進、販売戦略・ブランド力の強化、農業の6次産業化を進める。

これにより、生産者の農業に対する意欲と安全・安心な食糧生産と持続する農業の魅力を生み出し、農業生産者の安定的な所得確保が保証される農業農村づくりを推進する。

このほか、里山整備も含めた当市独自モデル地域を設けるなど、農地や森林がつくり出す美しい景観を整備する観点からもその保全に取り組む。

戦後、植林された人工林の多くが木材利用期を迎えつつある中、施業の低コスト化を図り、森林の境界明確化と間伐等の適切な森林整備を促進し、持続的な木材生産を進める。また、東濃桧のブランド力を生かした産直住宅の推進など、木材関連産業の振興に取り組むことで持続可能な森林づくりと木材の循環利用を推進する。

一方、人材の育成については、林業技術者の確保と後継者育成に努めるとともに、次世代を担う子どもへの森林環境教育や市民及び都市部住民へのPR活動を推進する。

林道網については、木材搬出経費の削減と森林整備や林業活動の向上を図る上から、引き続き整備を進めるとともに、適切な維持管理を促進する。

このほか、里山林の公益機能の維持増進及び景観の保全を図り、里山や林業に関する啓発を進める。

### <商工業>

若者の地元就職施策を促進し、大学生などへの情報提供の充実と人材確保のための支援、人材育成環境の整備や勤労者福祉の支援などに取り組む。

一方、地元中小企業においては、大手企業・納入先企業の経営環境の影響を受けやすいこと、製品の営業や開発を行うことが難しいこと、技術提案や商品PRのための交流の機会が少ないことなどから、新分野へのチャレンジに向けた支援が必要となっている。このため、新分野への参入や新事業開発の取り組みの支援、地元中小企業による技術提案の場の創出による販路開拓などの支援に取り組む。

また、製造業をはじめとする工業分野全体の振興を図るため、各支援機関などとの一層の連携強化による産業振興体制を構築し、販路拡大戦略の強化、再生可能エネルギーの利活用促進、設備投資などへの支援強化、中小企業間の交流の場づくりの推進、市内企業との連携、新技術や新商品、新たな業態へのチャレンジ支援などを促進する。

さらに、2027年のリニア駅等開業を見据え、中部車両基地（工場）に関連する企業の誘致等、千載一遇ともいえる産業振興機会を積極的に活用する。

中心市街地活性化基本計画の検証による効果的な取り組みの重点的な展開、イベントと連動した安定的な集客活動や集客力をもった個店づくりなどを支援する。また、公共用地の利用と民間活力の活用を促進するため、にぎわい広場など中心市街地内にある公共資産を活用し、人が集まる施設の整備や、旧中山道の歴史資産や特産品である和菓子などとあわせ、新たな魅力として取り組んでいるご当地グルメなどを生かした交流人口増加策の推進、老朽施設の見直し、公共施設の活用、民間活力を利用した施設整備、集合住宅整備などによる定住人口増加策などの検討を進める。

一方、消費者である市民にとっては、大型商業施設の立地する市街地においては生活利便性の確保が図られているものの、周辺の山間地域等では、買い物の利便性確保が困難になっている地域も現れている。このため、各産業で連携したコミュニティ維持のための商業振興に取り組むとともに、買い物の利便性に関する地域格差の解消に向けた検討を行う。

2027年のリニア駅等の開業に向けて、岐阜県の東の玄関口としてふさわしいまちとし



て、商業基盤となる施設の整備と、中津川市の特産品ブランドの確立が求められる。このため、訪れた人が楽しめるような買い物観光ができる市街地整備、和菓子をはじめとする既存の特産品のPR、潜在特産品の発掘や新たな特産品開発とPRを行うとともに、特産品販売を促進するための商談会やセミナー、テストマーケティングの提供、インターネット活用による新たな販路開拓と情報発信に取り組んでいく。

#### ＜その他の産業の振興＞

伝統的地場産業である石材・木工業においては、事業規模が零細で経営基盤が弱い。また、販路拡大も単独事業では難しいことから、石材、木工業の後継者の確保と需要拡大に向けた取り組みを支援する。

畜産業においては「飛騨牛」などの牛の飼育が盛んに行われているが、畜産業全般としては厳しい経営環境下にあることから、関係機関と連携し、経営改善活動や支援メニューの充実を図ることとする。

また、地域資源の活用による新たな特産品開発については、関係団体などとの連携により、各種支援制度などを活用した事業化やブランド化を支援する。

さらに、地域資源に根ざした特色ある事業所の育成など未来型産業の振興を図るほか、地場産業の観光的価値を見出すなど多面的な事業の可能性を検討する。

このほか、地場産業の需要促進のための「産学官連携」活動を一層推進するとともに、産業間の連携を進める。

#### ＜観光の開発＞

地歌舞伎と芝居小屋、中山道ゆかりの歴史、栗きんとん、付知峡、苗木城跡、馬籠などの観光資源を生かし、観光ブランドの形成、周辺自治体と連携した周遊観光コースの設定などの広域観光連携の推進、グリーンツーリズムなど自然、文化、人々との交流を楽しむ体験型観光プログラムの開発、訪問者のニーズ把握、外国観光客の誘致、おもてなし向上、観光施設の基盤整備、観光プロモーション活動などの取り組みを強化し、交流人口の拡大を目指す。

また、近年の世界的な人口構造や経済の状況変化による外国人観光客の増加を視野に入れて、国際観光都市を目指した外国人誘客観光への取り組みを推進しながら、リニア駅等開業を見据えた観光戦略の着実な取り組みを進める。

一方、第三セクターを含む観光施設については、老朽化した施設が多いなど、維持管理の改善が課題となっていることから、第三セクターの存続の検討に伴い、施設運用（存続）の方向性の検討を行う。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	基盤整備	県営かんがい排水事業(小郷地区)	中津川市	加子母
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口 坂下 川上
		県単土地改良事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		市単土地改良事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県単林道整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営ため池等整備事業	岐阜県	山口 坂下 川上 加子母
		林道整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		治山事業	中津川市	山口 坂下
	地場産業の振興	林業振興施設維持管理事業	中津川市	加子母
	観光又はレクリエーション	馬籠宿水路改修事業	中津川市	山口
		乙姫公園整備事業	中津川市	山口
		夕森公園整備事業	中津川市	川上
		小秀山観光施設整備事業	中津川市	加子母
		観光施設トイレ改修事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		道の駅改修事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
旧山口村、旧坂下町 旧川上村、旧加子母 村の区域	製造業、農林水産物 等販売業、旅館業、 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

なお、現状と課題、課題を解決するために実施する事業の内容については、前記(1)から(3)のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

農林業生産・普及施設は、農林業の発展を目的とする施設分野である。地域の産物を活用した加工品の製造と販売を行う農林業生産施設と、農業及び林業の担い手を育成する農林業普及施設に大別される。

収益性を有する農林業生産施設は、施設そのものの移譲を含めた地域や団体での維持管理と運営の完全化を基本方針とする。

農林業普及施設は、将来の必要性を判断して適正な施設配置を目指す。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

- ・市全域で光ケーブル又は同軸ケーブルが敷設されているため、情報インフラは整備されている。
- ・これらの情報インフラを維持し、市内のどこに住んでも格差なく地上デジタル放送視聴が可能で高速情報通信サービスを受けられる環境を維持することが必要である。
- ・また、情報インフラを活用した住民サービスの向上が求められており、ソフトの導入などが必要となる。

### (2) その対策

情報インフラを活用した住民サービスの向上のため、有効なソフト導入などの協議を進める。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	電気通信施設等情報化のための施設	川上地区情報通信環境整備事業	中津川市	川上

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

- ・リニア駅、中部車両基地（工場）の設置に伴い、本市における開発需要が高まることが予想されることから、開発と自然環境や歴史的景観などとの調和を重んじた指針となる都市計画や景観計画などを踏まえた計画的な土地利用が求められている。
- ・機能的で利便性が高く、安全な道路網の整備と計画的な維持管理が求められる。
- ・車社会の進展や超高齢化社会を背景として、交通弱者の移動手段の維持、確保を図ることが求められている。

### (2) その対策

#### <道路等基盤整備>

リニア駅の開業に向けて、広域道路網の強化を図るため、濃飛横断自動車道や三河・東美濃連絡道路、また神坂 PA スマートインターチェンジの事業などについて、国・県・関係市町村との連携による整備を推進する。

一方、地域内道路は、市民の日常生活に密着した生活道路であり、地域間の格差を解消するための社会基盤としての役割を果たす。このため、機能強化と安全性・利便性の向上のため、計画的な道路整備を推進する。

市道については、緊急性や安全性を最優先とし、計画的な改良を進める。

さらに、貴重な財産である伝統的な街並みなどを有する地域においては、その風致を保持していくことが重要な課題となっている。このため、道路整備においても地域の歴史文化性景観に相応した形状となるよう検討する。あわせて、開発にあたっては地域の自然環境、生活環境、歴史文化環境に十分配慮して取り組むとともに、市民にとって交流の場や、憩いの場として大切な公園も、計画的に整備する。

#### <地域公共交通>

事業者とコミュニティバスの役割分担の明確化や事業者と連携した利用促進策の実施などの取り組みを進め、交通空白地の解消を進める。

路線バスについては、市北部在住の高校生にとって主要な通学手段となっているほか、学校のスクールバスを兼ねて運行している路線もある。通学のための交通手段としてだけでなく、高校生の就学機会の公平性を維持するためにも幹線としての路線バスの維持を図っていく。

一方、高齢化や過疎化の進展に伴い、通院や買い物などのための移動手段が確保できないケースが増加する懸念がある。このような高齢者などの交通弱者対策の充実を図るとともに、安全で持続可能なコミュニティバス運行形態の見直しを進める。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保 進	市町村道	道路新設改良事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		交通安全施設設置事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口
	農道	農道整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

本計画で示した基本方針に則り、施設類型ごとに具体的な管理方針と取り組みを定めた個別施設計画を策定する。

既に計画を策定しているものについては、改めて見直しを行い、本計画との整合性を図るとともに、国全体の国土強靱化とインフラ長寿命化の体系の中で役割を果たすことができる計画とする。

点検及び診断のマニュアルを、施設類型ごとに作成する。

国及び岐阜県も、施設類型ごとに点検及び診断の要領、基準、マニュアルなどを作成している。それらを参考にしつつ、本市の管理水準に適合した点検・診断マニュアルを作成する。

災害の発生時に損壊しないように耐震補強などの事前対策を施すことも需要だが、大規模災害に完全に対応することは困難で、ライフラインが止まった場合を想定した対策が必要となる。

ライフラインの速やかな復旧と、給水車など復旧までの代替手段の確保について計画とマニュアルを策定することで、災害発生時に市民の生活を守るために備える。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

＜住宅及び水の確保＞

・人口減少や高齢化の進展、さらには家族形態の変化や社会情勢の変化により市民の住宅へのニーズが多様化している。

・これまで若者・UI ターン者を受け入れるための市営住宅の整備・供給をしてきたが、既存市営住宅については、老朽化の進んだ住宅についての対策が必要となっている。

・本市の上水道は、ほぼ 100%に近い普及率となっており、施設の維持管理及び更新が重要な施策となっている。これまで安全・安心で安定した水道水を供給するため、施設の適正な維持管理、水施設の整備等を計画的に進めてきた。

#### ＜汚水及び廃棄物の処理＞

・循環型社会を支える基盤を良好な状態に保つための対応が求められている。

#### ＜その他＞

・災害被害を最小化するうえで、地域の防災力の向上が重要となっている。

・台風の大型化、ゲリラ豪雨の多発等を踏まえた土砂流出防止対策、土砂災害防止対策が重要となっている。

・市内には未改修河川が多く残っていることから、整備を促進する必要がある。

・大規模地震発生に備えた住宅建築物及び橋梁の耐震化、既存施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっている。

・本市の消防体制は、消防署と消防団により構成されている。多様化する災害に対応するため、人材の確保と育成、施設や設備の充実が求められている。

・犯罪件数が減少する一方、街頭犯罪が増加しており、治安の維持が課題となっている。

・高齢化の進展を背景に、高齢者の関与する交通事故件数が増加している。

## (2) その対策

### ＜住宅及び水道水の確保＞

市域の人口減少対策として若者定住促進住宅の効果的な活用を図り、空き家情報の提供や支援制度などの充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化につなげる。

既存市営住宅については、計画的な営繕や改修を進め、居住環境を向上させるとともに、老朽化住宅の長寿命化、取り壊しを行う。

また、公営住宅では、住宅の需要と供給のバランスを考慮して、公営住宅の質的な整備と量的な再編に取り組む。

水需要の動向把握と将来予測に努め、料金の適正化を図ることで、安定的な事業運営を行い、効率的な施設活用や、浄水施設を健全に保つための改良事業を計画的に推進する。

一方、簡易水道については、地域の実状に応じた対策を講じ、事業の効率化を図り、安定的な事業運営を推進する。さらに、安全で安心な水道水を確保するため、浄水施設の設備管理と計画的な維持活動に取り組む。

大規模地震対策としては、生活基盤の被害を最小限にするため、耐用年数が超過した水道施設の耐震化に取り組む。

### ＜汚水及び廃棄物の処理＞

ごみの資源化・減量化に向けた啓発やPR活動を強化するとともに、市民の声を聞きながらごみの処理手数料の見直しを進める。加えて、環境センターの延命化などの計画的な施設整備を進める。

また、警察や地域と連携して、不法投棄をさせないための仕組みづくりや、不法投棄防止の啓発を推進する。

## <その他>

避難対策の強化を図るため、緊急情報伝達手段の確立や避難行動要支援者名簿への登録の促進、「避難所開設・運営マニュアル」策定、地域性を考慮した防災備蓄倉庫の設置、避難所の非常用電源の整備を進める。

このほか、応急復旧のマニュアルの整備検討、災害時相互応援協定の締結などを進め、地震、風水害や土砂災害に強いまちづくりに取り組む。

また、防災体制の充実のため、行政・自主防災組織・消防団の連携により、土砂災害・ため池のハザードマップを活用するなど災害危険箇所の情報共有化に努め、防災士の育成などにより地域の防災力の向上を図る。

さらに、災害に強い社会基盤をつくるため、治山事業、河川・砂防・ため池整備事業を推進するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき修繕補修と耐震化を促進することにより、災害発災時の緊急輸送路の確保に努める。

特に、本市においては大規模地震の備えに万全を期す必要があることから、自助・共助・公助の考え方に立った、住宅の耐震診断の促進、耐震補強や家具転倒防止などへの支援などに取り組み、被害を少しでも小さくするための減災に取り組む。

消防署の消防、救急体制の維持、予防活動の推進、経年によって機能が低下した施設・設備の計画的な更新、消防団員が減少している昼間に災害対応できる団員の集中的な活動を可能にする器具庫の統廃合、消防団の新入団員の確保と育成に取り組むことで消防力の強化を図る。

また、救急出動の体制強化のため、高度な医療処置を行うことのできる救急救命士を計画的に養成し、救命率の向上を図る。

条例などの整備に基づく空き家、空き店舗対策に取り組むとともに、警察、関係機関と地域安全ボランティア団体などで相互に連絡、調整しながら、防犯活動の継続につながる支援を行う。

さらに、子どもや高齢者の防犯意識の向上を図るため、防犯教室などの充実を図る。また、危険な箇所への防犯灯設置など、犯罪を発生させない環境づくりを進める。

加えて、悪質な訪問販売や催眠商法、振り込め詐欺などによる消費者被害を防止するため、犯罪被害防止のための広報と啓発に取り組む。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	水道施設	浄水機能改善事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	下水処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		緊急通報装置更新事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	消防施設	消防施設整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		県営中山間地域総合整備事業(やさか地区)	岐阜県	山口
	その他	美しいまちづくり景観整備事業	中津川市	山口 坂下 川上

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

市営住宅は、法律や施策に基づいて、市が建設して賃貸する住宅施設で、今日では民間との役割分担と連携が期待される施設分野である。昭和40年代から50年代を中心に建設された低所得者向けの公営住宅と、近年に定住促進や林業振興などの施策に基づき建設された公営住宅外施設に大別される。

今後の住宅施策としては、供給主体を民間へ移行することを前提に、若者の市外流出防止とU・Iターン確保に向け、若者定住促進住宅と地域優良賃貸住宅の整備に重点を置く。なお、建物棟数が多く延床面積も大きい公営住宅においては、入居者の需要や施設の安全性を視点として、施設の選択と集中による適切かつ計画的な維持保全と、用途廃止を目指す。

上水道施設は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市水道事業経営戦略」を策定し、施設の統廃合と長寿命化を進める。

下水道施設は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、「中津川市下水道事業経営戦略」を策定し、計画的な改築更新と耐震化を進める。処理施設が多く、老朽化による維持管理費の増加と、それに伴う改築更新により財政的負担が増えることから、計画的な維持管理計画を策定する。また、今後は人口減少が予想され、処理場機器のダウンサイジングを図り、優先順位をつけて規模にあった改築更新を実施する。加えて、受益者負担の観点から適正な料金を見直し、収支のバランスを図る。

生活環境施設は、ごみの焼却及び処分や資源のリサイクルなど、生活環境の維持に不可欠な公共性の高い施設分野である。



環境センター、衛生センター及び火葬場など、単体で機能が発揮できる施設は、施設の集中と拠点化を行い、施設の統廃合を目指す。

なお、下水道施設は、維持管理計画策定にあたり処理施設の統廃合も検討する。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### <子育て環境の確保>

- ・放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、拠点施設の老朽化や未設置地区・校区への対応が求められている。
- ・幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、本市では家庭や地域と一体になって幼児の健全育成に努めているが、幼稚園しかない地域、保育園しかない地域など施設配置の偏りによって、均等な幼児教育を提供する環境が十分でない状況にある。
- ・旧坂下町の区域には坂下保育園のみ、旧川上村の区域には川上保育園のみ、旧加子母村の区域には加子母保育園のみが配置されている。
- ・人口が減少する中でも世帯は増加しており、核家族化で子どもを家庭で保育することができない世帯や共働き世帯が増えていることから、特に未満児を主とした保育ニーズが急速に高まっているため、ニーズに対応できる体制づくりが喫緊の課題となっている。

#### <高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進>

- ・本市の令和2年における高齢者人口は24,980人（高齢化率32.6%）であり、平成27年の24,383人（高齢化率30.9%）から増加している。これに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの要援護高齢者も増加していることから、健康で生きがいを持ち、安心して生活できるための取組が重要となっている。
- ・旧山口村の区域の令和2年における高齢者人口は594人（高齢化率38.5%）であり、平成27年の618人（高齢化率35.9%）から増加、旧坂下町の区域の令和2年における高齢者人口は1,687人（高齢化率39.2%）であり、平成27年の1,733人（高齢化率37.0%）から増加、旧川上村の区域は、令和2年における高齢者人口は249人（高齢化率34.6%）であり、平成27年の262人（高齢化率32.8%）から増加、旧加子母村の区域は、令和2年における高齢者人口は1,062人（高齢化率42.5%）であり、平成27年の1,034人（高齢化率36.7%）から増加している。
- ・高齢者の生きがいづくりの支援・介護予防を進めるとともに、地域の見守りや在宅での生活支援の取り組みの充実、医療・介護・福祉等の連携による地域包括ケアの推進が求められている。
- ・本市の家庭児童相談実件数、虐待件数、一時保護件数はともに増加傾向にあり、問題の早期発見、早期対応への体制強化、児童虐待死の発生予防が重要な課題となっている。
- ・本市の障害者手帳交付者は、令和2年3月現在4,792人（身体障害者手帳3,440人、精神障がい者保健福祉手帳633人、療育手帳719人）であり、近年、高齢化の進展や社会情勢の変化などにより増加している。その中で、障がいに対する理解を深めるとともに障がい者の生活支援、就労支援、社会参画機会の拡充など、障がい者のライフステージに応じたきめ

細かな支援が求められている。

## (2) その対策

### <子育て環境の確保>

本市においては、従来から少子化対策として、結婚、出産、子育て、教育、働く場の充実に向け取り組んできた。引き続き、子どもの成長段階に応じた施策間における、一層の連携強化を図る。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図る。

放課後児童クラブ、子育て支援センターについては、計画的な施設整備を検討し、子どもたちが放課後を安全安心に過ごすことができる居場所づくりの充実を図る。

母子保健では、妊娠期や乳児期からの不安解消や、子育てに悩む保護者が子どもを健やかに育てていくことができるように、「母性を守る」、「保護者の育児能力の向上」、「育児しやすい家庭や地域の環境づくり」の取り組みを進め、生涯にわたる健康づくり活動の継続を目指す。

親となる心構えを含めた安全な妊娠・出産への支援、保護者の育児力向上を目指した子どもの健やかな成長発達への支援、子どもの頃からの生活習慣病予防、命の教育を含めた思春期からの健康づくり、子どもの感染症予防への取り組みを関係機関と連携し推進する。

幼保施設は、民間との協力体制のもとすべての子どもたちに等しい幼児教育・保育サービスを提供できるような受入体制づくりや施設整備を進め、保護者のニーズに応える子育て支援の充実を図る。

また、適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや、幼稚園と保育園それぞれにないものを補う幼保一体化の検討を進めるとともに、運営面において民間にできるところは民間へ移行し、公立が担うべき中山間地域における保育や手厚い支援が必要な児童の保育などは公立が担う形の機能分担と効率化を図る。

### <高齢者福祉>

高齢者が地域のなかで生涯を通じていきいきと暮らしていくためには、若い頃からの健康づくり活動への参加などによる健康寿命の延伸や、要介護状態の発症予防や重症化予防に取り組むことが求められている。このため、介護予防も含めた高齢者の健康づくりを促進するとともに、老人クラブ・シルバー人材センターの支援などを通じて、生きがいづくりを進める。

また、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などを地域で見守り、支援の仕組みづくり、移送サービス、高齢者の家庭生活支援、ボランティア育成など高齢者の在宅支援の充実を図る。

認知症対策としては、認知症予防の重要性に関する普及啓発や認知症ままりのわ事業の充実など、認知症予防と認知症高齢者への支援を行う。

介護保険サービスにおいては、介護支援専門員の資質向上、包括的・継続的なケア体制の構築など支援体制の充実、居宅介護サービス、施設・居住系サービスの適正利用の推進、介護給付の適正化の推進など、一人ひとりにあった介護サービスの充実を図る。

さらに、地域包括支援センターを中心とした相談体制充実や地域総合医療センターの体

制強化などにより、地域包括ケアを推進する。

また、地域全体で支えあう持続可能な福祉社会を実現するため、自助・共助・公助の考え方に基づき、制度に基づくサービスと関係団体や地域が提供するサービス等を組み合わせた仕組みづくりを進める。

#### <児童福祉>

要保護児童・DV 防止対策地域協議会の開催（予防対策・早期発見・ネットワークの充実）、必要に応じたケース検討会議による情報共有、支援方針、早期発見・虐待重症度の尺度（リスクアセスメント）の普及、関係各機関との連携強化などに取り組む。

ひとり親家庭に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているなど、ひとり親家庭の父親・母親の生活・養育不安の解消が必要となる。このため、専門機関との連携強化による適切な指導、助言などの実施、ひとり親世帯の経済的安定を図るため、母子寡婦福祉資金貸付金制度、高等技能訓練等促進費等支給事業や母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の普及と利用促進及び父子家庭への適用拡大など、ひとり親家庭の自立支援に取り組む。

発達に心配がある児童については、発達支援センターなどの通所児の増加により、施設の収容能力超過が懸念されている。このため、施設の充実や、健康医療、発達相談との連携強化、相談支援体制の一本化などによる早期発見・早期療育を促進するとともに、相談支援専門員の資格者育成を長期的に行うなど、計画的な専門人材の確保に取り組む。

また、子どもたちが健康に過ごすことができるよう、乳幼児医療費の負担の軽減に取り組み、子どもの健康推進を図る。

#### <障がい者福祉>

障がい者の「育つ・学ぶ・働く」を大切にする施策を推進することが必要となる。このため、障がい種別やライフステージに応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、障がい者を支援する施設の充実、障がい者に対する理解を深める交流機会の拡充、地域との協働・ボランティアの育成など障がい者が安心して地域で暮らすことのできる環境づくりに取り組む。

また、障がい者が生きがいを持って生活できるよう、雇用促進や就労支援、相談体制の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加を促進する。加えて、障がい者福祉を担う専門性を有する人材の育成・確保に取り組む。

#### <地域福祉・社会保障>

増加するひとり暮らし高齢者など要援護者への支援や、児童虐待といった新たな課題への対応が地域社会にも求められている。このため、地域福祉の重要性の理解促進と意識醸成を図るとともに、地域の課題解決に向けて、地域全体で支え合う「共助」によるまちづくりの担い手育成、地域福祉人材の確保とネットワークづくりが課題となっている。

こうした地域社会の課題の解決に向け、支え合い活動を一層活発化させ、行政と地域が一体となった施策を進める。

また、地域で健康かつ文化的な生活を送るため、医療や生活支援、就労支援などの取り組みを推進する。

社会保障制度のうち国民健康保険については、制度の市民への周知・啓発に努め、医療

費の適正化と保険料の収納率の向上に努め、国保財政の安定的運営を目指す。

また、生活保護については適切な運用を図るとともに、制度の意義について正しい理解を促進し、要保護世帯の自立に向けた支援を進める。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	認定こども園	認定こども園化推進事業	中津川市	山口坂下
	高齢者福祉施設運営事業	高齢者福祉施設運営事業	中津川市	山口坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

健康福祉施設は、高齢者、障がい者、児童及び母子への福祉や介護など、社会的需要の増加が今後より一層見込まれる施設分野である。給付を伴う支援などの窓口として行政が事業主体となるべき施設と、介護福祉業務などの民間の経営手法によるサービス向上が期待できる施設に大別され、行政と民間の効率的な役割分担と連携が求められる。

指定管理者制度への移行が進む介護福祉サービスを提供する施設においては、施設の完全民営化を第一の目標とし、現在のサービス水準の維持に配慮しつつ、地域内で施設を統合して機能の拠点化と複合化を行うことで、サービス水準の向上を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育及び保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ・高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病の増加など医療への需要が増大している。適切な医療サービスを提供するとともに、自らの健康づくり、疾病の予防・早期発見・重症化予防を促す仕組みづくりが重要となる。

- ・地域医療の確保のため公立の病院・診療所の健全な経営を目指し、経営改善に取り組むとともに、医師等医療スタッフの確保対策を進める必要がある。

- ・地域で必要とされる医療サービスを提供するためには、医療機関の役割分担や連携により、地域の限られた資源を有効に活用しつつ効果的な医療供給体制を構築することが重要となる。

## (2) その対策

医療機能の役割分担や連携体制を構築し、地域格差の少ない医療体制の実現を図るとともに、患者や医療関係者の理解を深めるよう努め、医療機関の役割分担と連携の強化により地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的な医療提供体制づくりに取り組む。

公立病院と診療所については、大学、医局などの教育・研究・研修の場を提供するなどして医療スタッフを確保するとともに、医療環境の整備を計画的に推進し、市民に安定した医療を提供し持続可能な経営を実現するため、公立病院等の役割（機能）分担と連携強化、財務状況の健全化に取り組む。

## (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	診療施設	坂下診療所 機器設備等更新事業	中津川市	坂下
		川上診療所 機器設備等更新事業	中津川市	川上
		加子母歯科診療所 機器設備等更新事業	中津川市	加子母
	その他	坂下老人保健施設 機器設備等更新事業	中津川市	坂下

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

・本市では基礎学力の向上などに積極的に取り組んでおり、引き続き児童生徒の学力向上を図ることが求められる。

・本市の令和2年における年少人口は9,113人（年少人口割合11.9%）であり、平成27年の10,093人（年少人口割合12.8%）に比べて減少している。これに伴い、市内の小中学校、中学校、高校の児童・生徒数も平成27年の8,588人が、令和2年には7,778人まで減少（減少810人）しており、学校規模の適正化等、実態を踏まえた公平で安全な教育環境づくりが重要な課題となっている。

・旧山口村の区域の令和2年における年少人口は171人（年少人口割合11.1%）であり、平成27年の180人（年少人口割合11.0%）に比べて減少している。旧坂下町の区域の令和2年における年少人口は478人（年少人口割合11.1%）であり、平成27年の543人（年少人口割合10.8%）に比べて減少している。旧川上村の区域は、令和2年における年少人口は87人（年少人口割合12.1%）であり、平成27年の104人（年少人口割合13.0%）に比べて減少している。旧加子母村の区域は、令和2年における年少人口は226人（年少人口割合9.0%）であり、平成27年の341人（年少人口割合12.1%）に比べて減少している。

・生活様式や価値観の多様化などを背景として、地域内や世代間のつながりの希薄化という現状や、目指していく住民自治の実現に向けて、公民館を中心にした地域づくり型生涯学習に取り組むことが必要となる。

・核家族化の進行などにより、家庭教育力の低下や地域社会での孤立化が増えてきてお

り、家庭教育の支援に取り組むことが必要となる。

- ・市民一人ひとりが教養を深め、知的で心豊かな生活をおくり、また社会に対応していく能力を身に付けるために、市民が等しく享受できる読書活動の推進が必要となる。
- ・市民がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できる環境の充実と、スポーツ意識の高揚を図ることが必要となる。

## (2) その対策

子どもたちの基礎学力向上のため、学校での学習と家庭での学習を継続して行い、学校教育の充実に取り組みながら、子どもたちが学習に集中できる環境づくりを進める。

また、学校規模等適正化基本計画に基づき、小中学校の適正配置を地域とともに進める。

学校施設の安全性の向上については、地域社会における防災拠点、コミュニティ拠点としての役割も持っていることから、地域における人口の推移を踏まえ適切な施設改修や老朽化対策について計画的な推進を図る。

あわせて家庭や地域と学校の連携をさらに強化し、ふるさとの価値を知る郷土教育、心身ともにたくましく心豊かな子どもたちを育む食育活動、自他の命の尊さを学ぶ「命の教育」、読書に親しむ「絆プラン」、家庭での学習習慣を身に付けることを目指した「学力アッププログラム」、幼稚園・保育園から小学校への就学、小学校から中学校への進学がスムーズにできるような連携体制の構築などを積極的に推進する。

人々の生活様式や価値観の多様化などを背景として、本市においても、人と人のつながりや地域のつながりの希薄化が懸念されている。一方で、東日本大震災以後の地域社会のあり方として、絆の重要性が再認識されている。

本市においては、人と地域のつながりが実感できるまちを目指し、公民館を拠点とした地域づくり型生涯学習の充実を図るための機能向上と人材育成に取り組む。公民館施設等の耐震化や市民との協働による参画型の運営体制を検討するとともに、いきいきとした人づくりと生涯学習のまちづくりを推進する。

また、親が身近な人から子育てを学び、助け合いの機会を増やすため、地域や保護者と連携しながら、妊娠期から学童期までそれぞれの時期に応じた家庭教育支援に取り組むとともに、地域ぐるみで青少年育成活動の充実を図る。

加えて、一人ひとりが尊重され、学び合い、自己実現を図ることのできる社会を目指し、「中津川市民読書基本条例」を掲げるまちとして、市民が、誰でも、いつでも、どこでも読書に親しめるように、読書活動の推進と図書館のネットワークの充実や図書館施設の整備を図る。

スポーツにおいては、個人、団体などの自主的な活動を推進するための支援や施設の充実を図り、スポーツ活動を通して地域コミュニティづくりを進める。市民のそれぞれのライフステージにおけるスポーツ活動の推進や、障がい者のスポーツ活動推進のための環境の充実、総合型地域スポーツクラブの支援等、1市民1スポーツによる健康づくりに取り組む。

子どもたちのスポーツ活動を促進し豊かな心を育む取り組みや、関係団体との連携によ

り、スポーツに親しむ機会、触れる機会を提供し、競技スポーツでは競技力向上と人材の育成を図る。

スポーツ施設については良好な環境整備を行うとともに、拠点施設の管理運営に市民が参画することで、より一層のスポーツ活動の活性化を推進する。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	学校教育関連施設	学校施設整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		教員住宅維持管理事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
	集会施設、体育施設等	公民館機能強化・統合・複合化事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母
		スポーツ施設整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

<公共施設等総合管理計画>

学校教育施設は、小学校、中学校、幼稚園及び保育園などの教育施設と、これらに関連する施設で、市有施設の中で最大の延床面積を有するとともに、利用対象者数の減少が見込まれる施設分野である。小学校、中学校、幼稚園及び保育園は、地域生活と密接な関係を有するとともに、民間施設との関係など、公共が担うべき役割や度合いが地域により異なる。

小学校と中学校においては、地域の人口集中状況などによって学校規模に差異があり、過小規模や大規模校の改善が課題となっていることから、地域の実情に合わせて、地域とともに学校規模の適正化を目指す。

幼稚園と保育園においては、一部公立保育園の民営化に取り組み、公共性を維持しつつ、民間にできることは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図る。また、幼児教育及び保育に必要な集団規模を検証し、少子化傾向を見据えて適正な施設配置を検討する。

なお、施設の老朽化や衛生管理上の課題を有する給食調理場については、学校規模等適正化基本計画との整合性を図りつつ、地域性を考慮して、施設の統廃合を目指す。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

・地域自治組織の高齢化や人材が不足しており、地域活動を担う人材育成や若者の参加、また、市民活動団体のネットワーク化などが課題となっている。

- ・地域コミュニティは、まちづくりの基盤としてその役割がますます重要になっている。
- ・本市の自治組織は、令和4年4月現在15の地域自治組織のもと165区、711町内会により構成されているが、地域を担う人材（リーダー）の不足、地区の規模格差、人口減少や高齢化、若年層の地域コミュニティ活動への関心低下などを背景として、担い手の世代交代の停滞などが課題となっている。
- ・令和4年4月現在、旧山口村の区域の自治組織は6区、23町内会、旧坂下町の区域の自治組織は10区、30町内会、旧川上村の自治組織は4区、11町内会、旧加子母村の区域の自治組織は10区、71町内会で構成されている。
- ・一方、地域づくり協議会については、令和4年4月現在13地域で設置され2地域が未設置となっている。また、設置されている地域であっても、自主・自立型の運営や地域活動を十分行えるだけの体制が整っていない状況にある。
- ・旧山口村の区域には、山口まちづくり協議会、馬籠地域づくり推進協議会、旧坂下町の区域には、坂下まちづくり協議会、旧川上村の区域は、川上まちづくり協議会、旧加子母村の区域には加子母むらづくり協議会が設置されている。
- ・馬籠地域づくり推進協議会は、神坂地区の神坂活性化推進協議会との統合を目指している。

## (2) その対策

一人でも多くの住民が自ら進んで地域活動に参画できるようにするためには、すべての世代が互いに持てる力を出し合い、地域づくりを進めるとともに、人と人とのつながりをつくり、育てる活動への支援が求められる。

このため、地域コミュニティ組織が地域特性を踏まえ、主体的な地域づくりに取り組めるよう、地域住民の意識醸成を図るとともに、若者の参加促進と地域リーダーとなる人材の育成、組織の体制づくりのための支援を行う。

また、開かれた地域コミュニティを目指し、新たな転入者を受け入れる寛容性となじみやすい雰囲気づくりの必要性を啓発する。

## (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	過疎地域集落再編整備	県単集落環境整備事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

(再掲) 地域コミュニティ施設は、集い、憩い、学びなどの市民の身近な生活に係る施設分野である。地域事務所を併用する公民館などの地域の拠点的な行政施設と、地域単位の集会や研修の場として地域住民が主体に利用と管理を行っている施設に大別される。



地域の集会所や研修施設においては、施設そのものの移譲を含めて完全に地域で維持管理と運営を行うことを基本とし、公民館などを含めた地域内での統合化により、効率的な施設配置を目指す。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

・馬籠宿に代表される中山道史跡や街並み景観、また地歌舞伎などの貴重な有形・無形の歴史文化の保存・継承と活用を図り、個性豊かで魅力ある地域文化の振興に取り組むことが重要となる。

・多様な市民文化活動を促進し、新たな市民文化が育つ環境の充実が求められている。

・市内の博物館や文化施設を活用し、ふるさとゆかりの文化人や当地特有の歴史・文化をテーマとする交流環境の充実が求められている。

### (2) その対策

地域固有の貴重な歴史文化を生かしたまちづくりは、まちの個性を高めるとともに、市民のふるさと意識と誇りを醸成し、潤いのある地域社会の基盤となる。

このため、地歌舞伎をはじめとする伝統芸能の伝承支援を行い、貴重な本市の無形伝統文化財の保護と担い手の育成を通じた継承に取り組むとともに、明治座や常盤座、蛭子座など他にはない地域特有の芝居小屋を文化資源として整備活用する。

有形文化財の保存・保護については、苗木城跡、中山道や東山道、南北街道をはじめとする地域の魅力を高める歴史文化資源の保存と活用を促進し、郷土資料の調査とデータベース化、公開の取り組みを進める。

また、これらふるさとの有形、無形の文化財への愛着を深め、その活動とともに、観光資源として有効活用する。

多様で創造的な文化・芸術活動の振興については、市民にとって身近な文化・芸術活動の母体となっている各地域の文化活動の支援を行うとともに、将来を担う子どもたちをはじめ、文化を育む人材育成に取り組み、地域文化のさらなる振興と新たな発掘を図る。

さらに、文化活動の拠点となる文化施設の安全安心な環境整備や利用を推進するとともに、民間活力の活用や市民の運営参画機会を確保するなど、効率的で効果的な施設運営体制を構築する。

本市の貴重な自然、歴史、文化を伝えていくため、美術館・博物館などの運営の充実と、美術館機能を有する施設の整備を図りながら、前田青邨、熊谷守一、島崎藤村などの各界を代表する郷土の文化人を市内外に顕彰し、地域性豊かな歴史文化や先人の功績を確実に次世代に伝えていく。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興等	地域文化振興施設等	世界遺産登録推進事業	中津川市	山口

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に定める次の事項との整合を図りながら事業を適正に実施する。

＜公共施設等総合管理計画＞

広域交流施設は、スポーツ、観光、レクリエーション、文化、芸能、芸術などの地域に加え広域的な利用が見込まれる施設分野である。自然環境を活かした施設や建物単体の施設など、幅広い施設機能と形態を有する施設分野となっている。

収益性を有し、指定管理者制度が実施されている施設においては、完全民営化を第一の目標とし、行政が事業主体となるべき公共性の高い施設とともに、類似用途間での統合を行い、施設の選択と集中による機能及び魅力の向上を目指す。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

・恵那山、木曾川上流域をはじめとする貴重な自然環境、多様な生態系を守っていくことが求められている。

・エネルギー資源の地産地消を進めるため、小水力発電、木質バイオマスなど自然エネルギー・再生可能エネルギーの推進が求められている。

### (2) その対策

豊富な水と森林資源に恵まれた本市では、小水力発電、太陽光発電の推進、木質バイオマスなどの地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入に取り組む。

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	その他	自然エネルギー活用推進事業	中津川市	山口 坂下 川上 加子母

### 13 事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業	中津川に住もうサポート事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		姉妹都市交流事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		ごへーまつり	山口まちづ くり協議会	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		馬籠宿場まつり	馬籠ルネッサ ンス実行委員会	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
3 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	地域木材需要拡大事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		馬籠観光協会補助事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		やさか観光協会補助事業	中津川市	山口、坂下、川上 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		木曾観光連盟補助事業	中津川市	山口 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		多面的機能支払交付金事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		中山間地域等直接支払交付金	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	地域交通推進事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
6 生活環境の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	消火栓ホース・ 格納箱更新事業	中津川市	山口・坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		消防団消防自動車更新事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
7 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	過疎地域持続的 発展特別事業	生活困窮者自立支援事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域子育て拠点事業	中津川市	坂下・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
8 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	坂下診療所運営事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		川上診療所運営事業	中津川市	川上 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		加子母歯科診療所運営事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
9 教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	介護福祉士修学資金貸付事業	中津川市	坂下 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		遠距離通学事業 (スクールバス)	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		講習会、各種学級・教室開催 社会体育振興	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		加子母B&G海洋センター運営事業	中津川市	加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
10 集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	集落支援員事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		地域一括交付金事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		がんばる地域サポート事業	中津川市	山口・坂下・川上・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
11 地域文化の 振興等	過疎地域持続的 発展特別事業	無形民俗文化財保護事業	中津川市	坂下・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ
		歌舞伎保存会等事業	中津川市	坂下・加子母 当該事業の効果が将来にも及ぶ